

島根県報

号外第一一九号

平成十四年十二月二十七日

(金曜日)

島根県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

規 則

目 次

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一一〇号）

一 規則の概要

公共事業の用等に供するために収用等された家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の減額の算定に用いる表を改めることとした。（別表関係）

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

規

則

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百十号

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則

別表 (第43条関係)

附 則
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

被収用家屋等又は被損失補償 家屋の種類			被収用日等又は損失補償契約日				
			平成 6 年 1 月 1 日 から平成 8 年12月 31日まで	平成 9 年 1 月 1 日 から平成 11年12月 31日まで	平成12年 1 月 1 日 から平成 14年12月 31日まで	平成15年 1 月 1 日 から平成 17年12月 31日まで	
木 造 建 物	専用住宅用 建物	木質系プレハブ	円 77,719	円 71,226	円 73,004	円 70,084	
		そ の 他	平屋建	90,140	85,854	90,566	86,943
			二階建	83,954	79,677	83,969	80,610
	共同住宅用建物		75,812	72,241	77,266	74,175	
	併用住宅用建物		72,867	73,531	72,777	69,866	
	事務所用建物		63,265	64,348	69,046	66,284	
	店舗用建物		64,939	63,902	72,513	69,612	
	倉庫用建物		30,461	25,492	28,759	27,609	
	附属家用建物		42,669	39,938	39,996	38,396	
	簡易附属家用建物		25,210	23,844	32,401	31,105	
非 木 造 建 物	住宅アパ ート用建物	鉄骨鉄筋コンク リート造	136,264	128,781	132,901	127,585	
		鉄筋コンクリ ート造	110,310	123,741	117,027	112,346	
		鉄骨造	94,119	116,721	103,739	99,589	
		軽量鉄骨造	74,568	73,278	74,377	71,402	
	銀行病院ホ テル用建物	鉄骨鉄筋コンク リート造	190,785	178,993	171,833	164,960	
		鉄筋コンクリ ート造	149,621	156,242	144,668	138,881	
		鉄骨造	115,907	130,936	129,489	124,309	
	事務所店舗 百貨店用建 物	鉄骨鉄筋コンク リート造	151,747	171,265	172,181	165,294	
		鉄筋コンクリ ート造	140,693	118,083	130,667	125,440	
		鉄骨造	100,781	95,048	96,631	92,766	
		軽量鉄骨造	47,977	58,656	60,133	57,728	
	工場倉庫用 建物	鉄筋コンクリ ート造	67,998	88,404	73,714	70,765	
鉄骨造		55,570	55,311	54,587	52,404		
軽量鉄骨造		32,166	27,080	29,255	28,085		
コンクリートブ ロック造		53,050	70,746	66,848	64,174		

平成十四年十二月二十七日印刷
平成十四年十二月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学
園南松島
陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

毎週火・金曜日発行